

平成29年度

登米市一般・特別会計予算書

並びに予算に関する説明書

宮城県登米市

一 般 会 計

平成 2 9 年度登米市一般会計予算

平成 2 9 年度登米市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6, 6 6 1, 3 3 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 9 年 2 月 2 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 7,437,569
	1 市民税	3,157,001
	2 固定資産税	3,366,594
	3 軽自動車税	282,851
	4 市たばこ税	630,435
	5 鉱産税	32
	6 水利地益税	655
	7 入湯税	1
2 地方譲与税		645,001
	1 地方揮発油譲与税	202,000
	2 自動車重量譲与税	443,000
3 地方道路譲与税		1
	1 地方道路譲与税	1
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		23,000
	1 配当割交付金	23,000
5 株式等譲渡所得割交付金		24,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,000
6 地方消費税交付金		1,261,000
	1 地方消費税交付金	1,261,000
7 自動車取得税交付金		175,000
	1 自動車取得税交付金	175,000
8 地方特例交付金		29,000
	1 地方特例交付金	29,000
9 地方交付税		17,696,000
	1 地方交付税	17,696,000

款	項	金額
10 交通安全対策特別交付金		千円 12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
11 分担金及び負担金		259,869
	1 分担金	47,087
	2 負担金	212,782
12 使用料及び手数料		700,068
	1 使用料	290,520
	2 手数料	409,548
13 国庫支出金		4,816,576
	1 国庫負担金	3,310,784
	2 国庫補助金	1,471,632
	3 委託金	34,160
14 県支出金		2,864,929
	1 県負担金	1,414,744
	2 県補助金	1,282,063
	3 委託金	168,122
15 財産収入		119,558
	1 財産運用収入	74,545
	2 財産売払収入	45,013
16 寄附金		120,001
	1 寄附金	120,001
17 繰入金		2,852,341
	1 特別会計繰入金	6
	2 基金繰入金	2,852,335
18 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
19 諸収入		千円 897,123
	1 延滞金、加算金及び過料	7,387
	2 市預金利子	162
	3 貸付金元利収入	426,461
	4 受託事業収入	33,280
20 市債		6,721,300
	1 市債	6,721,300
歳 入 合 計		46,661,336

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 293,720
	1 議会費	293,720
2 総務費		5,514,245
	1 総務管理費	4,697,449
	2 徴税費	380,289
	3 戸籍住民基本台帳費	230,871
	4 選挙費	151,967
	5 統計調査費	14,058
	6 監査委員費	39,611
3 民生費		13,627,239
	1 社会福祉費	6,496,512
	2 児童福祉費	6,136,642
	3 生活保護費	988,060
	4 国民年金事務取扱費	460
	5 災害救助費	5,565
4 衛生費		5,269,259
	1 保健衛生費	1,502,498
	2 清掃費	1,788,619
	3 病院費	1,681,312
	4 上水道費	296,830
5 労働費		96,126
	1 労働諸費	86,645
	2 失業対策費	9,481
6 農林水産業費		2,943,690
	1 農業費	2,739,133
	2 林業費	204,020

款	項	金額
	3 水産業費	千円 537
7 商工費		1,256,422
	1 商工費	922,319
	2 観光費	334,103
8 土木費		4,416,064
	1 土木管理費	284,434
	2 道路橋りょう費	2,490,726
	3 河川費	42,607
	4 都市計画費	66,910
	5 下水道費	1,240,949
	6 住宅費	290,438
9 消防費		1,673,793
	1 消防費	1,673,793
10 教育費		4,464,093
	1 教育総務費	812,329
	2 小学校費	697,080
	3 中学校費	369,587
	4 幼稚園費	492,918
	5 社会教育費	745,299
	6 保健体育費	466,072
	7 学校給食費	880,808
11 災害復旧費		60,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	20,000
	2 公共土木施設災害復旧費	20,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共施設等災害復旧費	10,000

款	項	金 額
12 公債費		千円 6,996,685
	1 公債費	6,996,685
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		46,661,336

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	迫児童館整備事業	817,500	平成29年度	349,384
				平成30年度	468,116

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
子育て用品支給事業（子育て支援課）	平成30年度	千円 11,421
中小企業振興資金利子補給金（平成29年度貸付分）（商業観光課）	平成30年度から平成31年度まで	平成29年度に融資を受けた中小企業振興資金に係る利子支払額の50%以内を限度とする。
自動車騒音常時監視業務委託料（環境課）	平成30年度から平成33年度まで	5,184
ふるさと創生ベンチャー起業支援資金融資利子補給金（平成29年度貸付分）（ブランド戦略室）	平成30年度から平成37年度まで	平成29年度に融資を受けた起業支援資金に係る貸付利率分を限度とする。
ふるさと創生ベンチャー起業支援資金で宮城県信用保証協会又は宮城県農業信用基金協会が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に債務保証したものについて、宮城県信用保証協会又は宮城県農業信用基金協会のいずれかが代位弁済した額から、日本政策金融公庫又は農林漁業信用基金との保険契約により受領した保険金の額及び平成29年4月1日から平成41年3月31日までに回収した金額を控除した残額に、90%を乗じた金額を市が損失補償する。なお、総額8,100千円を限度とする。（ブランド戦略室）	平成30年度から平成40年度まで	平成29年度に債務保証したものについて、損失を受けた場合に8,100千円を限度とする。
中小企業振興資金で宮城県信用保証協会が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に債務保証したものについて、宮城県信用保証協会が代位弁済した額から、日本政策金融公庫との保険契約により受領した保険金の額及び平成29年4月1日から平成43年3月31日までに回収した金額を控除した残額に、責任共有制度の負担金方式を選択した金融機関分にあつては、80%を乗じた上、60%を乗じた金額を市が損失補償する。なお、総額32,860千円を限度とする。（商業観光課）	平成30年度から平成42年度まで	平成29年度に債務保証したものについて、損失を受けた場合に32,860千円を限度とする。

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来のまちづくり推進基金積立事業	千円 760,000	証書借入券 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
未来のまちづくり支援事業	9,300			
協働のまちづくり支援事業	1,800			
公共施設等除却事業	2,700			
文化振興施設整備事業	5,100			
交通施設整備事業	5,500			
老人福祉事業	47,700			
児童福祉事業	513,500			
災害援護資金貸付事業	5,100			
健康診査事業	44,100			
予防接種事業	31,600			
環境衛生事業	2,600			
塵芥処理施設整備事業	109,800			
病院事業	14,000			
上水道事業	235,500			
環境衛生施設整備事業	172,200			
清掃施設整備事業	122,400			
林道整備事業	8,800			
森林病虫害防除事業	8,800			
里山再生事業	2,000			
林業担い手育成事業	1,100			
観光施設整備事業	81,200			
商工振興施設整備事業	19,400			
道路整備事業	1,201,100			
舗装修繕事業	75,600			
橋りょう整備事業	42,500			
街なみ環境整備事業	12,800			
河川環境整備事業	4,000			
消防施設整備事業	895,000			
義務教育施設整備事業	669,600			
教育施設整備事業	59,300			
保健体育事業	14,300			
体育施設整備事業	48,100			
幼稚園施設整備事業	800			
臨時財政対策債	1,494,000			
計	6,721,300			

国民健康保険特別会計

平成29年度登米市国民健康保険特別会計予算

平成29年度登米市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,179,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 2,329,416
	1 国民健康保険税	2,329,416
2 使用料及び手数料		1,501
	1 手数料	1,501
3 国庫支出金		2,716,369
	1 国庫負担金	2,003,316
	2 国庫補助金	713,053
4 療養給付費交付金		336,634
	1 療養給付費交付金	336,634
5 前期高齢者交付金		1,850,153
	1 前期高齢者交付金	1,850,153
6 県支出金		483,807
	1 県負担金	118,667
	2 県補助金	365,140
7 共同事業交付金		2,367,680
	1 共同事業交付金	2,367,680
8 財産収入		53
	1 財産運用収入	53
9 繰入金		1,075,692
	1 他会計繰入金	784,202
	2 基金繰入金	291,490
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		18,329
	1 延滞金、加算金及び過料	7,677
	2 預金利子	1

款	項	金 額
	3 雑入	千円 10,651
歳 入	合 計	11,179,635

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 188,531
	1 総務管理費	148,559
	2 徴税費	39,576
	3 運営協議会費	396
2 保険給付費		6,681,412
	1 療養諸費	5,718,207
	2 高額療養費	911,605
	3 出産育児諸費	42,000
	4 葬祭諸費	9,000
	5 移送費	600
3 後期高齢者支援金等		1,212,728
	1 後期高齢者支援金等	1,212,728
4 前期高齢者納付金等		850
	1 前期高齢者納付金等	850
5 老人保健拠出金		46
	1 老人保健拠出金	46
6 介護納付金		481,803
	1 介護納付金	481,803
7 共同事業拠出金		2,466,231
	1 共同事業拠出金	2,466,231
8 保健事業費		91,427
	1 特定健康診査等事業費	84,388
	2 保健事業費	7,039
9 基金積立金		54
	1 基金積立金	54
10 公債費		1

款	項	金額
	1 公債費	1 千円
11 諸支出金		26,552
	1 償還金及び還付加算金	26,551
	2 繰出金	1
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		11,179,635

後期高齢者医療特別会計

議案第13号

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度登米市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ771,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 467,890
	1 後期高齢者医療保険料	467,890
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 繰入金		286,426
	1 一般会計繰入金	286,426
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		16,613
	1 延滞金、加算金及び過料	90
	2 償還金及び還付加算金	2,401
	3 預金利子	1
	4 雑入	14,121
歳入合計		771,130

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 43,859
	1 総務管理費	38,214
	2 徴収費	5,645
2 後期高齢者医療広域連合納付金		723,869
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	723,869
3 諸支出金		2,402
	1 償還金及び還付加算金	2,401
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		771,130

介護保険特別会計

平成29年度登米市介護保険特別会計予算

平成29年度登米市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,445,944千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 介護保険料		千円 1,751,609
	1 介護保険料	1,751,609
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 国庫支出金		2,520,950
	1 国庫負担金	1,647,040
	2 国庫補助金	873,910
4 支払基金交付金		2,531,962
	1 支払基金交付金	2,531,962
5 県支出金		1,289,688
	1 県負担金	1,244,155
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	45,531
6 財産収入		84
	1 財産運用収入	84
7 繰入金		1,351,286
	1 一般会計繰入金	1,351,285
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		163
	1 延滞金、加算金及び過料	129
	2 預金利子	1
	3 雑入	33
歳入合計		9,445,944

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 179,859
	1 総務管理費	93,581
	2 徴収費	7,342
	3 趣旨普及費	165
	4 認定事務費	78,771
2 保険給付費		8,895,981
	1 介護サービス等諸費	8,101,589
	2 介護予防サービス等諸費	178,884
	3 その他諸費	9,300
	4 高額介護サービス等費	148,860
	5 高額医療合算介護サービス等費	18,396
	6 特定入所者介護サービス等費	438,952
3 財政安定化基金拠出金		2
	1 財政安定化基金拠出金	2
4 地域支援事業費		286,175
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	146,147
	2 包括的支援事業・任意事業費	139,434
	3 その他諸費	594
5 基金積立金		73,679
	1 基金積立金	73,679
6 公債費		3
	1 公債費	3
7 諸支出金		3,245
	1 償還金及び還付加算金	3,243
	2 延滞金	1
	3 繰出金	1

款	項	金 額
8 予備費		千円 7,000
	1 予備費	7,000
歳 出 合 計		9,445,944

土地取得特別会計

議案第15号

平成29年度登米市土地取得特別会計予算

平成29年度登米市土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 83
	1 財産運用収入	83
2 繰入金		124,377
	1 他会計繰入金	1
	2 基金繰入金	124,376
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳入合計		124,470

歳 出

款	項	金 額
1 諸支出金		千円 124,460
	1 基金費	84
	2 繰出金	124,376
2 予備費		10
	1 予備費	10
歳 出 合 計		124,470

下水道事業特別会計

平成29年度登米市下水道事業特別会計予算

平成29年度登米市下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,964,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円と定める。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 77,071
	1 分担金	27,480
	2 負担金	49,591
2 使用料及び手数料		759,785
	1 使用料	758,924
	2 手数料	861
3 国庫支出金		277,357
	1 国庫補助金	277,357
4 県支出金		231,700
	1 県補助金	231,700
5 財産収入		49
	1 財産運用収入	49
6 繰入金		1,917,006
	1 一般会計繰入金	1,825,977
	2 基金繰入金	91,029
7 繰越金		3
	1 繰越金	3
8 諸収入		5,965
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 雑入	5,962
9 市債		1,695,100
	1 市債	1,695,100
歳入合計		4,964,036

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,096,254
	1 総務管理費	212,870
	2 施設管理費	883,384
2 事業費		1,297,844
	1 下水道施設整備費	1,297,844
3 公債費		2,554,938
	1 公債費	2,554,938
4 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出 合 計		4,964,036

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
公共下水道大東地区雨水対策事業委託料（下水道課）	平成30年度	千円 23,400
公営企業会計システム構築等企業会計支援業務（下水道課）	平成30年度から平成31年度まで	30,004
水洗便所及び排水設備改造資金利子補給（29年度）	平成30年度から平成34年度まで	償還期限到来まで借入年度の基準利率の利子補給
水洗便所及び排水設備改造資金損失補償（29年度）	平成30年度から平成35年度まで	未償還元金の10%に相当する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,106,900	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業集落排水事業	492,900			
浄化槽整備事業	95,300			
計	1,695,100			

宅地造成事業特別会計

議案第17号

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計予算

平成29年度登米市宅地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 124,376
	1 他会計繰入金	124,376
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		124,377

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 124,376
	1 企業用地造成事業費	124,376
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳 出 合 計		124,377